

平成28年第1回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年2月15日（月曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）
- 第 5 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 5号 指定管理者の指定について

○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	江良貢君
教育委員会委員長	森弘子君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	鈴木典生君
会 計 管 理 者	今野睦子君
総 務 課 長	飯作昌巳君

総務課主幹	敦賀哲也君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
地域振興課長	酒井峰高君
地域振興課 政策推進係長	富樫潤君
財務課長	三浦義之君
商工観光課長	大平良治君
商工観光課 観光振興係長	木村康治君
学校管理課長	春日井征輝君
社会教育課長	湊正子君
社会教育課長補佐	永原裕己君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	清水 聡志君
書記	土清水 彬君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成28年第1回羽幌町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成28年第1回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

平成28年も2月となり、本町におきましては新年度に向けた予算の編成など進めているところではありますが、本年も議員の皆様を初め町民の皆様のご理解、ご支援、ご協力をいただきながら、職員ともども町民の皆様が幸せを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提案いたしております案件は、補正予算に伴う専決処分の承認1件、議案として条例案3件、指定管理者の指定2件の合わせて6件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 平山 美知子 君 8番 磯野 直 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めますのでございます。

平成28年2月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。平成27年12月30日付による専決処分書で、まちづくり応援寄附金返礼事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,796万4,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億69万円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。歳出で2款総務費、企画費において寄附金返礼報償費1,760万7,000円の補正は、ふるさと納税制度に伴う返礼品の予算が不足予定となったことから補正するもので、実績は平成27年12月末日で3,863件、約6,539万円の寄附となっております。同じく手数料35万7,000円は、寄附金の代理収納システム利用手数料でございます。

歳入につきましては、全額前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号～議案第3号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第1号から第3号まで3件を一括して、関連がございますので、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職、教育長、議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとしてご提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。1点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定を行い、改定率で平均0.4%の増となるものでございます。なお、この改定は平成27年4月1日まで遡及し、27年度当初から適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引き上げでありまして、年間支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。この引き上げ分は12月支給分に配分するものとし、改正規定の適用も平成27年12月1日まで遡及するものであります。なお、28年度以降はこの引き上げ分を6月支給分と12月支給分に均等に再配分することとしております。

以上が今回の改正の概要であります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第1号 職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年2月15日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りさせていただいております議案説明資料をごらんいただきたいと思っております。1ページ目の1番、期末、勤勉手当の引き上げですが、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を現行の1.5カ月分から1.6カ月分に改めるものであります。再任用職員につきましては、0.05カ月分を引き上げ、0.75カ月分とするものであります。

資料の(1)になりますが、改正案の第1条では、先ほども説明いたしましたが、引き上げ分を全て12月支給分に配分し、下の表になりますが、一般職ですと6月支給分は変更がなく、12月支給分が0.1カ月分引き上げられるというものであります。

次に、資料の(2)であります。改正案の第2条では、先ほどの(1)で改正した支給割合を再度改正し、全て12月支給分に配分されていた引き上げ分を6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより28年度以降につきましては、6月支給分と12月支給分の支給割合は等しくなるというものでございます。

次に、2ページをごらんください。2番、月例給の引き上げでございます。若年層は2,500円程度、その他は1,100円程度の引き上げを基本とし、改定率平均で0.4%の増となる給料表の改定であります。

なお、改定後の給料表につきましては、議案に記載のとおりとなっております。

次に、3番、附則でございます。本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、冒頭にも説明しましたとおり第1条の給料表の改定は平成27年4月1日から、同じく第1条の勤勉手当の改正は平成27年12月1日から適用する旨規定しております。

なお、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定しており、改正後の規定による支給額と内払いとして支給された給与の差額については後ほど支給することとなります。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年2月15日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じて特別職及び教育長の期末手当を改正するものであります。

資料の3ページをごらんください。期末手当を0.1カ月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.05カ月分から4.15カ月分に改定するものであります。

(1)の改正案第1条では、特別職の期末手当の支給割合を6月支給分は1.975カ月分に、12月支給分は2.175カ月分にそれぞれ0.05カ月分ずつ引き上げる改正であります。

ただし、資料の②番になりますが、平成27年12月の支給割合についてはただいまの改正にかかわらず一般職と同様引き上げ分の全てである0.1月分を12月支給分に配分する旨の不足を加えるものであります。

(2)の改正案第2条は、教育長の期末手当を改正する規定でありまして、教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により身分が一般職から特別職に変わることにより適用する給与関係条例も変更し、従前の羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例は廃止となったところでありますが、改正法の経過措置により現に在職する教育長の任期中においては廃止した教育長の給与条例が効力を有し、その適用を受けることとなりますことから、旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、改正内容につきましては先ほどの特別職の期末手当と同じ内容となりますことから、説明は省略させていただきます。

次に、資料の2、附則でございますが、施行期日は公布の日からとしておりますが、一般職と同様12月支給分の改正規定は平成27年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当については改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定め、その差額を支給するものであります。

以上が改正内容であります。

改正文の朗読については、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年2月15日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものであります。

資料の4ページをごらんください。期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.05月分から4.15月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.575カ月分に、12月支給分は2.575カ月分にそれぞれ0.05カ月分ずつ引き上げるものであります。

ただし、(2)に記載のとおり平成27年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず先ほどの一般職並びに特別職と同様引き上げ分の全てである0.1月分を12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2の附則ですが、施行期日は公布の日からであります。一般職並びに特別職と同様追加した12月支給分に係る附則の規定は平成27年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定め、その差額を支給するものであります。

以上が改正内容の説明であります。

改正文の朗読については、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上が議案第1号から第3号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長(大平良治君) ただいま上程されました議案第4号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成28年2月15日、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町いきいき交流センター。

2、指定管理者となる団体の名称、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス取締役社長、吉田雅典。

3、指定期間、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間であります。

提案理由をご説明申し上げます。羽幌町いきいき交流センターの指定管理につきまして、平成18年4月1日から開始され、本年3月31日をもって10年間の指定期間が満了することから、改めて指定管理者を選定するために公募を行ったところでございます。公募の結果、現在の指定管理者であります株式会社アンビックス1社のみから応募があり、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、同社を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第4号 指定管理者の指定について質疑を行います。5番、小寺光一君。

○5番(小寺光一君) それでは、幾つか質問したいと思います。

まず、今年度から10年間指定管理料が発生するというので、先日の委員会でも委員の方がそれぞれ質問していたのですけれども、私なりにわからないところを質問させていただきたいと思います。まず、今までは2,400万円という、支払うということではなく行ってきたものが来年度から10年間2,400万払うというふうな契約になっていくと思うのですけれども、会社側から出したものだと思うのですけれども、先日の委員会が出た計画書の中で2,400万を入れた事業計画が3年分添付されています。その中で人件

費ですとか事務費ですとか事業費、管理費等、さまざまな経費も載っているのですけれども、どこに具体的に2,400万が配分されて、どこが重点的にふえていったのか、その辺を教えていただきたいのですけれども。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

費用についてでございますが、会社側のほうから来ておりますのはやはり料理のほうの質をまず上げたいと、そういうことが出ておりますので、材料費に伴うものがふえてございます。また、施設の維持管理ですとか、そういう部分でも定期的にきちんとした形で修繕をしていきたいと、そういう部分で修繕費等にも回されてございます。基本的には、私どものほうで行いました町民アンケートのほうで町民の皆様からいただきました改善点等を踏まえた上での費用の配分というふうに捉えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） もう一つ、ちょっと会計上というか、今まで毎年12月ぐらいの議員説明会等で指定管理業務の実績ということで書類をいただいています。ただ、ちょっと比べづらいのがその報告書と今回の計画書で区分がかなりずれているのです。それで、例えば何かといいますと、事務費に関して言えば今までは事務費は消耗品、通信費、リース料、手数料、書籍等で事務費という扱いになっていたにもかかわらず、今回の事務費に関しては消耗品と手数料とか区分がちょっと変わっているのですけれども、その辺今後この区分でいくのか、それとも今まで10年間の報告された区分でいくのか、その辺は今後は計画書がもとなった区分でいくのでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課観光振興係長、木村康治君。

○商工観光課観光振興係長（木村康治君） お答えいたします。

12月の議会の後の説明に関しましては、従来事業計画として提出をしていただいていた項目の中身でご報告させていただいております。今後につきましては、あくまでも今回指定管理者としての計画書が提出されておりますので、新たな項目立てで報告させていただくことになると思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） そういうことであれば、一応自分なりに前回上がった区分を内訳で計算していくと、例えば人件費に関してはほぼ26年度、2年前と同レベルとなっておりますし、事務費に関しても同じになっています。ただ、事業費としてここに上がっているものところを比べる中で264万9,000円ぐらい上乗せしていると。先ほどの説明でいくと食材費、料理に対する食材費を材料費を上げたいということだったので、食材費が単に上がったのか、それ以外のもも含めてリース料とか、そういうのも上がっていくか、その辺はどういう、数字の積み重ねだとは思いますが、260万の差額は全部食材費ということよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課観光振興係長、木村康治君。

○商工観光課観光振興係長（木村康治君） お答えいたします。

今回指定管理者の計画の中で提出いただきました数字につきましては、今議員がおっしゃった二百数十万、これが全て食材費に行くとはされるものではございません。例えば販売促進費について上がっていたりですとか、経費についてそれぞれ項目ごとに上がっているところがあるということでもあります。その額全てが食材費というわけではないという点です。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 事業費については理解しました。

次に、管理費なのですけれども、管理費も26年度と28年度を比べると280万円ぐらい上がっていると。その中で、先ほど繰り返しになりますけれども、修繕を今まで以上に細かくやるということでは言っているのですけれども、管理費についての280万の積み上げというか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課観光振興係長、木村康治君。

○商工観光課観光振興係長（木村康治君） お答えいたします。

議員おっしゃいます26年度と28年度の比較であります。管理費の中に含まれております修繕費、こちら26年度に関しましては140万ほどの支出でありました。今回提出していただいている28年度の修繕費、こちら300万円の計画であります。そのほか保守料が60万円ほど上がっていたり、そういった経費の積み上げでありますけれども、修繕費につきましては先ほど当課の大平課長が言われましたとおり定期的にメンテナンスをして最良な管理のもと町民の皆さんに使っていただきたいという考えで、修繕費についても倍近く計上しているところであります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） あと、本部経費ということで毎年、26年度に関しては760万、その前の25年度は850万8,200円くらい本部経費として使っています。本部経費に関しては、先ほどの委員会でも取り上げられました。今回サービス向上のためにいろいろな提案があったわけですが、もう一度具体的に本部経費がどのように使われているのか、前回とどのように変わっていくのか、その辺を説明お願いいたします。

○議長（森 淳君） 商工観光課観光振興係長、木村康治君。

○商工観光課観光振興係長（木村康治君） お答えいたします。

本部経費につきましては、26年度が760万、今後の計画については800万という数字であります。こちら本部経費については、従来過去の年度におきましては上がり下がりがあるといっていいか、本部経費の中身については会社が使用している電算のシステム料であったり、例えば会社ぐるみで告知を出す、広告をするPR費用の一部であったり、今支配人という役職がそのホテルの中にありますけれども、総支配人という方は本部から定期的に指導に入ってきていると。そういったものに係る経費、要は共通した経費を計上しているところであります。今後の推移につきましては、あくまでも指定管理者

から提出いただいた指定管理の計画に基づいて見ていくというか、確認していくことになろうかと思っておりますので、来る回数が多かったりとか、共通で電算システムの入れかえだとかということになると多少上がり下がりはあるかと思っておりますけれども、中身としては大きくは変わらないものという認識でおります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分の認識としては、今後せっかくこういう系列の中の一部として羽幌が動いていくわけで、この中にもありますけれども、系列ホテルの料理人との新しいメニューの作成ですとか、そういうものに使われていってほしいなというふうに思っていますし、以前10年間と比べてよりグループでのつながりが本部管理費があることで今まで以上にサービスの向上につながるような動きであってほしいというふうに思っています。その中のメニューとか、町民の方ですとか、観光客の方から一番目につきやすい、わかりやすい変化だと思うのですが、この変化は4月以降にはなると思うのですが、なるべく早い段階での発表というか、そういうのが必要になってくると思うのですが、スケジュール的にはどの辺からがらりと変わっていくというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

現時点では、指定管理者側もまだ確定になっていないものですから、いろいろとアイデア等々はあるようではございますけれども、いつすぐという形はまだちょっとお答えできる段階にはなってございませんので、そういうのがわかり次第いろんな媒体を使ってPRしていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 昨年いきいき交流センターへの町民へのアンケートとか、さまざま取りました。それがまた今同じ管理会社が請け負うような契約にはなると思うのですが、町民の方が、例えば入浴料に関してはきつとすぐに目に見えてわかることだとは思っているのですが、料理ですとかサービスですとか接客ですとか、やはり今までとは違うよりよい、指定管理料を2,400万払うということなので、見える形に早くしていただきたいなというふうに思いますし、今後も住民の声を十分に聞くということで載っていますけれども、ぜひ住民の声を聞きながら、町とうまく連携しつつ動いていっていただきたいなというふうに思います。今後ですけれども、町と指定管理者との関係なのですが、例えば今後は月1ですとか、今後大きな改修もあるとは思っているのですが、その連携というのは今までと変わるのか、それとも自分としては今まで以上に情報の交換ですとか言えるような関係で指定管理していただければなというふうには思っていますけれども、町側のこれからの対応、どういうふうにしていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

現時点でも最低でも月に1回ぐらいは打ち合わせは行っているところですが、より以上に打ち合わせ等々密にして行って、少しでも議員もおっしゃられたとおり町民の方々に喜んでいただける施設にしていきたいと思っていますので、こちら側からもやっていきたいことはきちっとお伝えして、よりよい施設の営業にしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 一応最後にしますけれども、今後10年間という期間で指定管理を行うのですけれども、委員会の説明の中で3年ごとの見直し協議を行うということであっています。この見直しというのは、具体的に金額も含めて見直していくことなのか、その辺の見直しという解釈、指定管理料は2,400万で決まるのですけれども、どのような見直し協議を、安くなることもあるのか、それとも高くなることもあるのか、その辺も含めてどのような見直しが3年ごとに行われて、その際に議会含めて指定管理の締結に影響があるのかないのか、そこを教えてください。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には、経費の部分が大きくなると思うのですけれども、中身についてもあわせて見直しを行いながらやっていきたいと思っています。金額につきましては、我々としても今回支払う金額自体も安いものではないというふうに思っておりますので、この金額が少しでも下げれる形で我々もちょっと協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、湊正子君。

○社会教育課長（湊 正子君） ただいま上程されました議案第5号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成28年2月15日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町総合体育館。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町浜町1丁目1番地の17、特定非営利活動法人羽幌町体育協会理事長、本間憲一。

3、指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間。

提案理由をご説明いたします。羽幌町総合体育館の指定管理者の指定期間、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの5年間の指定期間が終わり、次期の指定管理者の指定に当たり羽幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第2号の規定に基づき、指定管理者の選定委員会の審査結果を尊重した上で候補者を選定したので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（森 淳君） これから議案第5号 指定管理者の指定について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成28年第1回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時41分）